

令和6年度宇城市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として、予算の範囲内で浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、宇城市補助金等交付規則(平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽であって生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg/L(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取便所 設置時において建築基準法施行令(昭和25年政令第388号)第29条に規定する構造を有するものをいう。
- (4) 転換 専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を10人槽以下の浄化槽に入れ替えることをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金交付の対象は、居住を目的とした住宅(小規模店舗を併設した住宅を含む。)に、処理対象人員10人槽以下の浄化槽を設置する者とする。

2 補助金交付の対象となる地域は、次の各号いずれにも該当する地域とする。ただし、今後の下水道の整備方針を踏まえ、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 下水道事業計画区域外であること又は下水道事業計画区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域であること。
- (2) 現に公共下水道管に接続できない状態であること。
- (3) 集落排水事業採択区域外であること。
- (4) その他の集合処理施設整備予定地域外であること。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する場合
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない場合

- (3) 市税を滞納している場合
- (4) 賃貸・販売・別荘及び寄宿を目的に浄化槽を設置する場合
- (5) 既存の合併浄化槽を新たな浄化槽にする場合。ただし、天災及び火災の場合を除く。

(補助対象浄化槽の規格)

第4条 補助対象となる浄化槽の規格は、延べ床面積が130平方メートルの住宅にあっては5人槽、延べ床面積が130平方メートルを超える住宅にあっては7人槽、延べ床面積が130平方メートルを超え、かつ、台所及び浴室が2箇所以上の住宅にあっては10人槽とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用に関する書類を提出した場合において、次の各号に掲げる全ての条件を満たすときは、1戸建住宅（専用住宅に限り、2世帯住宅を除く。以下この条において「住宅」という。）の浄化槽の処理対象人員を5人とすることができる。

- (1) 台所及び浴室がそれぞれ1か所以内であること。
- (2) 居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
- (3) 使用水量の見込みが1日当たり1,000リットル以下であること。
- (4) 住宅の延べ床面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積）が200平方メートル以内であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に掲げる事業のうち、次に定める経費とする。ただし、公的資金の使途として社会通念上不適切と判断される経費は、対象としない。

- (1) 浄化槽整備事業に要する経費
- (2) 合併処理浄化槽整備促進事業に要する経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の費用に相当する額とし、次の表に掲げる区分により、それぞれ定める額とする。

人槽区分	補助金の額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

2 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所から浄化槽に転換する場合は、前項に規定する補助額に次の表の右欄に定める額を加算するものとする。

転換前の施設	転換後の人槽区分	補助金の額
単独処理浄化槽又はくみ取便所	5人槽	166,000円
	7人槽	207,000円
	10人槽	274,000円

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する加算補助の対象としない。

- (1) 単独処理浄化槽又はくみ取便所が設置されている住宅を増改築することにより、設置すべき浄化槽の人数が増加になる場合
- (2) 単独処理浄化槽又はくみ取便所が設置されている住宅を同一敷地内に合併浄化槽設置の住宅に建て替える場合
- (3) 第3条第2項ただし書に該当する場合
(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、着手する10日前までに補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し及び建築確認通知書又は建築確認不要証明書、建築工事届のある場合はその写し
- (2) 登録浄化槽管理票(C票)及び登録証
- (3) 設置場所の見取図、家屋を含む全景、設置位置の現況写真及び放流先の写真
- (4) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 浄化槽設置費の見積書又は計算書
- (6) 浄化槽及び配管状況が確認できる平面図並びに浄化槽の掘削断面図及び基礎底板配筋図
- (7) 保証登録証
- (8) 型式適合認定書(別添、仕様書及び図面)
- (9) 浄化槽設備士免状の写し
- (10) 浄化槽工事業者登録証又は届出書の写し
- (11) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の転換補助の該当がある場合は、当該既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の配置図及び現況写真
- (12) 合併処理浄化槽補助対象者判断チェック表
- (13) 市税納税状況確認承諾書(未納がない証明)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金交付可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「補助事業者」という。)に対しては補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更申請)

第9条 規則第9条第1項の別に定める変更理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金申請内容変更（浄化槽の型式・人槽等）
- (2) 補助事業の中止
- (3) 補助事業の廃止

2 規則第9条第1項の変更申請書は、変更承認申請書（様式第4号）によるものとし、補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、合併浄化槽設置工事の完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月21日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）
- (2) 浄化槽法第7条・第11条検査依頼書及び領収書の写し
- (3) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (4) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便所の転換補助の該当がある場合は、当該既存単独処理浄化槽又はくみ取便所を浄化槽に転換している状況を示す写真
- (5) 転換する既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
- (6) 工事管理写真(工程写真)
- (7) 工事施工チェックリスト
- (8) 浄化槽及び配管の竣工図（平面図）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（確認検査）

第11条 補助事業者は、前条の規定より提出した報告書を基に、当該年度の3月31日までに浄化槽設置工事の竣工検査を受けなければならないものとする。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による検査で適合すると認めたときは、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）を速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による補助金交付確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による請求があった日から、30日以内に補助対象者に補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときには、補助金の返還を命ずることができる。

(処分の制限)

第16条 補助金を受けて合併処理浄化槽を設置した者は、市長の承認を受けずにその合併処理浄化槽を処分してはならないものとする。ただし、補助金交付年度の翌年度の初日から起算して10年を経過した場合は、この限りではない。

(証拠書類の保管)

第17条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。